FLIP ROSE 3D サブスクリプションライセンス アカデミックディスカウント版
エンドユーザー使用許諾契約書

本エンドユーザー使用許諾契約書（以下、「本契約書」）は、FLIP ROSE® 3D（以下、「FLIP 3D」）サブスクリプションライセンス アカデミックディスカウント版（以下、「本製品」）に関して、お客様と一般社団法人 FLIP コンソーシアム（以下、「FLIP コンソーシアム」）との間で締結される法的拘束力のある契約書です。お客様は、本契約書をよく読み、理解し、同意した上で本製品を使用するものとします。お客様は、本製品のプロテクトキーのパッケージおよび ID・パスワード通知書の封筒を開封した時点で、本契約書に拘束されることに同意したものとみなされます。本契約書に拘束されることに同意しない場合、本製品のプロテクトキーのパッケージおよび ID・パスワード通知書の封筒を未開封のまま FLIP コンソーシアムまで速やかに返送してください。

第 1 条（定義）

1．「本製品」とは、FLIP 3D サブスクリプションライセンス（製品名 「FLIP ROSE® 3D 4 Seasons」）アカデミックディスカウント版をいい、電子形態、印刷形態等、媒体を問わず、本製品として FLIP コンソーシアムより提供されるコンピュータプログラム、そのマニュアル、関連書類またはそれらの部分、およびプロテクトキーの全てを含みます。

2．「プロテクトキー」とは、FLIP コンソーシアムが本製品であるコンピュータプログラムを起動するためのライセンスを与えたプロテクト用USB型ドングルキーを指します。

3．「ダウンロードサイト」とは、FLIPコンソーシアムが提供するプロテクトキーを除く本製品をダウンロードするためのウェブサイトを指します。

4. 「本契約」とは、本契約書に基づく FLIP コンソーシアムとお客様の間で締結される契約を指します。

5. 「お客様」とは、過去に FLIP ROSE® ver.7 シリーズアカデミックディスカウント版を購入した実績がある、または、本製品と同時に購入する日本国内外の教育機関、公的研究機関の法人、団体、教職員、研究員、学生であって、本製品を使用できる者として FLIP コンソーシアムの指定する法人、団体または個人を指します。

6. 「FLIP 3D プログラム」とは、FLIP コンソーシアムが定める FLIP 3D の標準仕様のコンピュータプログラムに対して並列計算を組み込み、実行速度を最適化するコンパイラオプションに変更した Intel® Core™ i シリーズ第 2 世代以降の CPU を搭載した Microsoft® Windows®の OS 上で起動可能の FLIP 3D の実行形式ファイルを指します。

7. 「使用」とは、お客様が営利を目的としない非商業的な研究、教育のために限定した使用を意味し、コンピュータおよび同様の機器での本製品を読込み、インストール、実行することを指します。

第 2 条（使用許諾）

1．FLIP コンソーシアムは、お客様に対して、本契約書の条項に従い、また、本契約書に沿って、第 3 条に定める期間（以下、「本サブスクリプション期間」）に限り、本製品を使用する権利（以下、「本ライセンス」）を付与します。

2．本ライセンスは、限定的、非独占的、再許諾不可かつ譲渡不可のものとします。

3．お客様は、本サブスクリプション期間内に限り、本製品を Microsoft® Windows® OS の単一のコンピュータおよび同等の機器で使用することができます。

4. お客様は、営利を目的としない研究、教育のために限定して本製品を購入および使用することができます。商用に利用される環境での使用や対価を得る業務での使用はできません。

5. 本製品を購入した個人のお客様が、教育機関または公的研究機関を卒業または退職した後、ご自身の所有するコンピュータおよび同様の機器にて本製品を継続してご使用することは可能ですが、本製品の使用は、本契約書に定める範囲内となり、商用利用、対価を得る業務で使用することはできません。

（５）本契約による使用権は、次の場合に消滅します。

① お客様が死亡し、または解散したとき

② 教育機関、公的研究機関の法人、団体のお客様に以下の事由が生じたとき

イ 合併における消滅法人、組織の再編・統合における廃止組織となった場合

ロ 法人分割、組織の再編・統合、または、事業譲渡により本契約による使用権の全部もしくは一部を第三者に承継しようとする場合

ハ 役員の変動その他の事由により実質的支配関係に変更または著しい経営環境の変化が生じたと当法人が判断する場合

第３条（本サブスクリプション期間）

１．本サブスクリプション期間は、お客様が、本製品として提供されるコンピュータプログラムのうち、FLIP 3D プログラムを初めて起動した日（以下、「使用開始日」）より 366 日間とします。ただし、FLIP コンソーシアムが本製品の一般取引条件（以下、「一般取引条件」）第６条第 3 項に定めるプロテクトキーの再発行を行う場合においては、お客様が再発行されたプロテクトキーを用いて初めて FLIP 3D プログラムを起動した日を使用開始日とします。

２．お客様は、使用開始日および本サブスクリプション期間をお客様の責任において管理することとします。

３．本サブスクリプション期間は、自動で延長または更新されません。お客様が本サブスクリプション期間終了日以降も本製品の使用を希望する場合は、一般取引条件において定める方法により新たに本製品の購入を申し込むこととします。

第４条（制限事項）

１．お客様は、本製品の全部または一部を複製、複写、譲渡、頒布、または販売したりすることはできません。

２．お客様は、いかなる理由があっても本製品を改変することはできません。

３．お客様は、本製品の全部または一部をリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。

４．お客様は、本製品を用いて、FLIP コンソーシアムまたは第三者の著作権等の権利を侵害する行為を行ってはなりません。

５．お客様は、本製品を中古品として第三者に再販売することはできません。本製品の使用許諾は、本製品を購入したお客様である法人、団体または個人に対して与えられており、お客様は本契約によって得た使用許諾の全部または一部を第三者に再許諾し、貸与し、もしくは担保に供することはできません。

6. お客様が本製品を使用できる地理的範囲は、本製品を購入時のお客様の住所もしくは主たる事業所が存在するその国内またはその地域（オリンピックで採用されている該当地域区分）内とします。

7. 教育機関、公的研究機関の法人または団体のお客様が本製品を使用できる範囲は、単一の法人格または団体内とし、外郭団体、監理団体、関連組織、グループ法人等、その呼称にかかわらず、法人格を別とする法人、または呼称を別とする団体もしくは集団は含まれません。

第５条（責任の制限）

１．本製品は、現状有姿で提供されるものとし、FLIP コンソーシアムは、本製品の使用による計算結果ならびに計算速度、および、本製品の品質、性能、特定の目的への適合性についての精度、正確性または完全性について、明示的または黙示的な

いかなる種類の保証も行いません。お客様は、どのような目的のためにも本製品に依拠しないことを推奨され、また、依拠しないことに同意するものとし、お客様による本製品の使用により発生する全てのリスクは、お客様にあるものとします。

２．FLIP コンソーシアムは、本製品の使用または本製品を使用できない状態になったことにより、お客様または第三者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

３．いかなる場合であっても、FLIP コンソーシアムは、お客様その他の第三者に対し、本製品の使用に関するあらゆる損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません（FLIP コンソーシアムがかかる損害の発生する可能性を知り得たか否かを問いません）。万一、FLIP コンソーシアムが本契約に基づきお客様に対して損害賠償義務を負った場合、いかなる場合であっても、本製品に関する FLIP コンソーシアムの責任は、本サブスクリプション期間においてお客様が FLIP コンソーシアムに実際に支払った代金相当額を上限とします。また、FLIP コンソーシアムは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。

第６条（本製品ならびにダウンロードサイトへのログイン用 ID およびパスワードの取り扱い等）

１．お客様は十分な注意をもって本製品およびダウンロードサイトへのログイン用 ID およびパスワード（以下、「ログイン ID・パスワード」）を適切に取り扱うものとします。

２．本サブスクリプション期間であるか否かに関わらず、お客様がプロテクトキーを使用できなくなった場合、一般取引条件第 6 条第３項において定める場合を除き、理由の如何を問わず、FLIP コンソーシアムは一切の保証およびプロテクトキーの再発行は行いません。

３．お客様がダウンロードサイトのログイン ID・パスワードを紛失した場合、一般取引条件第 4 条第 6 項に定めるダウンロード有効期間に限り、お客様が本製品の購入申込時に FLIP コンソーシアムに通知したメールアドレスから送信された電子メールによる依頼を受けて、FLIP コンソーシアムはログイン ID・パスワードを再発行します。

４．一般取引条件第 4 条第 6 項に定めるダウンロード有効期間後に本製品をインストールしたお客様のコンピュータおよび同等の機器の故障等により、本製品が使用できなくなった場合、FLIP コンソーシアムは、本製品に対する補償および再提供は行いません。ただし、本サブスクリプション期間内かつ FLIP コンソーシアムが認める場合、プロテクトキーを除く本製品については、この限りではありません。なお、いかなる場合においても、本サブスクリプション期間は、変更または延長されることはありません。

第７条（知的財産権および著作権）

本製品は、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律および条約によって保護されています。プロテクトキーを除く本製品に関する著作権その他の知的財産権は、全て国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所、一般財団法人 沿岸技術研究センター、井合 進、上田 恭平、および一般社団法人 FLIP コンソーシアム（以下、「本件著作権共有者」）に帰属します。本契約書に明示的に記載されていない限り、いかなる権利もお客様に帰属するものではありません。なお、本製品に含まれる本件著作権共有者が著作権を有しない第三者のマテリアルおよびプログラムについては、プロテクトキーを除き、本契約書の効力は及びません。

第８条（契約の終了および解除）

１．本契約は、本サブスクリプション期間の終了日をもって終了します。

２．前項にかかわらず、お客様が本契約または一般取引条件のいずれかの条項に違反した場合、FLIP コンソーシアムは催告なしに直ちに本契約を解除できるものとし、当該解除によりお客様に生じた損害について、FLIP コンソーシアムは一切の責任を負いません。また、お客様が支払い済みの本製品に関わる料金は、一切返金されないものとします。

３．いかなる理由であれ、本契約が終了した場合または解除された場合、お客様は、直ちに本製品の使用を中止することに同意するものとします。

４．いかなる理由であれ、本製品のダウンロード有効期間内に本契約が解除された場合、お客様は、FLIP コンソーシアムが直ちにお客様のダウンロードサイトへのログイン ID・パスワードを無効とすることに同意するものとします。

第９条（変更）

１．FLIPコンソーシアムは、お客様の事前の許可および事前の通知なしに、本製品の仕様の変更を行うことができます。

2. FLIPコンソーシアムは、本契約書について状勢の変化その他相当の理由があると認められる場合、本契約書を変更することができます。FLIPコンソーシアムが本契約書を変更しようとするときは、お客様に対して当該変更内容を電子メールもしくは書面により通知し、またはインターネットその他相当な方法で公表します。

3. 前項の変更は、通知又は公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第１０条（損害賠償および準拠法）

１．お客様が本契約書のいずれかの条項に違反したためにFLIPコンソーシアムが損害を受けた場合、お客様はFLIPコンソーシアムに対し損害賠償の責を負うことがあります。

２．本契約書は、効力、解釈および履行を含むすべての事項について、日本国の法律を準拠法とします。

３．本契約書に関する紛争の解決については、日本国の京都地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

４．本契約書の条項のいずれかについて、適用される法令によって無効となった場合でも、他の条項は引き続き効力を有し、当該条項は法令で有効と認められる範囲で依然として有効に存続するものとします。

第１１条（存続条項）

本契約第２条、第４条、第５条、第６条、第７条、第１０条および本条の規定は、本契約の終了後または解除後も有効に存続するものとします。

附則

本契約の制定施行：2024年３月15日

以上